

長野県違反建築物防止週間において、 建築工事現場のパトロールを実施します。

令和6年度長野県違反建築物防止週間における活動として、違反建築物の発生を防止し、良好な市街地環境の形成及び建築物の安全性の向上を図るため、下記により建築工事現場のパトロールを実施します。

1 目的

違反建築物の発生を防止するための監視活動を通じて、良好な市街地環境の形成及び建築物の安全性の向上を図る

2 実施日時

令和6年10月16日(水)午後1時から

3 実施主体

木曽建設事務所

4 実施内容

木曽建設事務所管内の建築物工事現場の巡視

【参考】

○長野県では10月15日～21日を「令和6年度長野県違反建築物防止週間」としています。

○違反建築物防止週間における重点事項

- ・建築工事現場の点検により違反建築物の早期発見に努める。
- ・中間・完了検査の受検の促進を図る。
- ・工事現場等における適切な工事監理の徹底を図る。
- ・工事現場等における建築確認表示板の掲示の徹底を図る。

確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る

——— しあわせ信州創造プラン3.0 ———
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

長野県総合5か年計画推進中



長野県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

(問合せ先)

木曽建設事務所 整備・建築課 建築係

担当: 壁谷 澤井

電話 0264-25-2229(直通)

FAX 0262-23-3256

E-mail kisoken-seiken@pref.nagano.lg.jp